

テーマ：今、明かされるフレッドペリー事件の真実

分野：並行輸入・商標

リポーター：弁護士 永島賢也（東京弁護士会所属 49 期）

筑波アカデミア法律事務所（秋葉原駅の目の前）

千代田区外神田一丁目 18 番 13 号秋葉原ダイビル 14 階

TEL03-5298-2511 FAX03-3252-6748

tsukuba-academia.com

## 1 商標の機能

出所表示機能

品質保証機能

その他

## 2 並行輸入（最高裁判決）

要件 a) 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、

b) 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、

c) 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行いうる立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合

には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。

3 事案の説明 別紙図参照

4 商標・意匠・不正競争判例百選

東京地裁、東京高裁での事件においては、「製造者制限条項違反については主張されていない」とコメントされているが、実際は・・・。

5 ライセンス契約書

第1条は、定義に関する定め。

第2条は、以下のとおり。

「A」 hereby grants the Licensee so far as it is legally entitled so to do a license and authority to manufacture sell and distribute the Products in the Territory and subject as hereinafter provided to use the Trade Marks in respect of the Products in the Territory

(訳) 「A」は、本契約によりライセンシーに対し、法律上ライセンシーにそうする権利がある限りにおいて、契約地域内で契約品を製造、販売及び頒布し、かつ、本契約中以下に定めるとおり契約地域内で契約品に関し契約商標を使用するライセンス及び権限を許諾する。

第3条は、ライセンサーがライセンシーに対して負う債務

第4条は、ライセンシーがライセンサーに対して負う債務

(e)は、商品のサンプルの随時提示権の定め。

To manufacture pack and present the Products hereunder in accordance with the directions and specifications from time to time given by 「A」 and ensure that the Products are of a standard of quality approved by 「A」 and to use only get-up labels and designs which first have been approved by 「A」 and to send samples of the first production of the Products to 「A」 for approval prior to offering such Products for sale and to supply at cost price such further samples as 「A」 may thereafter from time to time require.

(訳) 随時「A」から与えられる指示又は仕様に従い、本契約に基づく契約品を製造、梱包及び提示し、契約品が「A」の承認する品質水準であることを保証し、「A」の承認を受けた装丁ラベル及びデザインのみを使用し、契約品の最初の生産見本を、かかる契約品の販売に先立ち、承認のため「A」に送付し、その後、「A」

が随時要求することがあれば、かかる更なる見本を原価で供給する

(s)は、ライセンサーの、製造、梱包及び保管場所への立入権。

To permit 「A」's representatives on giving not less than 14 days previous notice to enter any place where the Products are manufactured packaged or stored for the purpose of inspecting and examining the same in order to ensure that they attain the standards of quality specified hereunder

(訳) 14日以前の事前の通知があった場合、契約品が本契約のもとで定められる品質水準に達していることを保証するため、契約品を点検・検査する目的のため、「A」の代表者が、契約品が製造、梱包又は保管される場所に立ち入ることを許可すること

(u)は、製造、仕上げ、又は梱包の下請について書面による同意の必要性。

Not to make any arrangements for sub-contracting the manufacture finishing or packing of the Products without the prior written consent of 「A」 such consent not to be unreasonably withheld provided the Licensee gives 「A」 full information concerning all relevant facts or matters concerning the sub-contractor and obtains from such sub-contractor an undertaking to 「A」 to afford to 「A」 the same facilities for checking by 「A」's representatives that the sub-contractor will observe and perform the specifications and standards of quality as are specified hereunder and will keep all information relating thereto confidential

(訳) 「A」の事前の書面での同意なしに、契約品の製造、仕上げ、又は梱包の下請けにつき、いかなる取り決めも行わないこと。「A」の同意は、ライセンサーが「A」に対して下請業者に関するすべての関連事実又は事項に関して完全な情報を与えるとともに、下請業者が本契約の下で規定される仕様・品質基準を遵守・履行し、それらに関連するすべての情報を秘密に保持することについて、「A」の代理人がチェックするために、「A」に対して同じ便宜を与えることを承諾することの約束を下請業者から取り付ける限り、不合理に留保されることはない

第9条は、いわゆる完全合意条項です。

This Agreement embodies the entire understanding of the parties in relation to the manufacture and sale of the Products and all conditions warranties and representations not set forth herein whether express or implied statutory or otherwise in relation to the relationship hereby created or the Products are hereby excluded and the Licensee shall indemnify and keep 「A」 indemnified from and against all costs claims and expenses arising out of any claim relating to the Products their quality or fitness for purpose.

(訳) 本契約は契約品の製造及び販売に関する両当事者間の完全なる了解を具現化したものであり、明示的であるか暗示的であるか、又は制定法上であるか否かにかかわらず、本契約により生み出された関係若しくは契約品に関して、本契約中に定められていないすべての条件、保証、及び表示は、本契約により除外され、ライセンシーは、契約品、その品質又は目的への適合性に関するクレームから生じるすべての費用、クレーム及び経費につき、「A」に補償し、補償し続けるものとする。

#### 6 完全合意条項(entire agreement 条項) とは

東京地裁平成7年12月13日判決(判タ938号の160ページ)

準拠法を日本法とする契約中の完全合意条項の効力が認められた例

「右条項を、本件契約の解釈に際して用いることのできる証拠を契約書に限定する旨の契約(証拠契約)と解したもの」との評釈あり。

#### 7 証拠契約とは

広義=判決の基礎となる事実の確定方法に関する当事者の合意(例:自白契約)

狭義=証拠方法の提出に関する合意(例:証拠制限契約)

#### 8 製造者制限条項の例

[X] notes and agrees that , for the performance of this Agreement, [Y] shall be authorized to manufacture some of the PRODUCTS at its factory located in the PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA at shanghai [Z] whose address is :[\_\_\_\_\_]

(訳) X社は、この契約の実行のため、Y社が、その工場である中国の上海にあ

るZ社（住所： ）で、本件商品を製造する権限を与えられることに言及し同意するものとする。

#### 9 4条u項と9条の合体

大阪地裁は、「製造者に関して、原則として自ら製造したスポーツウェア及びレジャーウェア製品に、契約商標を付すことの許諾を受けていたにすぎず（本件契約四条U、九条）」と述べている。

しかし、4条u項は、事前の書面による承認を条件に、下請けに出すこと自体は認めている。

#### 10 2条と9条の合体

テリトリー内での製造、販売、頒布を認めたのが2条であるから、テリトリー外での製造、販売、頒布については、認めていないと解釈する。

しかし、テリトリー外での販売が禁止されていても、並行輸入自体は適法と認められている。

販売地域（国）違反と製造地域（国）違反とは、別物と考えられるかどうか。

#### 11 サンプル提示要求権 4条e項

#### 12 製造、梱包、保管場所への立入権 4条s項

